

士別市建設工事一般競争入札心得（事後公表用）

（総則）

第1条 士別市が発注する工事請負の入札にあたっては、別に定めのあるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。

（入札保証金等）

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、士別市契約事務に関する規則第6条に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

（入札）

第3条 入札参加者は、入札書に所要の事項を記入し、記名押印のうえ提出（入札箱に投入）しなければなりません。ただし、郵便入札による場合は、公告に示した日時までに指定の場所へ到達するように提出するものとします。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入れるものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書き替え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することはできません。

（入札書の金額の記載）

第7条 入札書の記載金額については、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を除いた金額（見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）を入れ書に記載してください。ただし、入札指示書等により士別市から別の指示があった場合は、この限りでありません。

（無効入札）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付またはそれに代わる担保の提供をしなかったとき
- (5) 同一事項の入札について、2以上入札書を提出したとき
- (6) 代理人が2人以上の者を代理して入札したとき
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をした入札
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 郵便入札による場合、入札書等が公告に示した日時までに指定の場所へ到達しないとき

- (11) 入札に関し不正の行為があつた者がした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第9条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者は、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に關係のない職員を開札に立ち会わせます。なお、郵便入札による場合は、この限りではありません。

(再度入札)

第10条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに初度の入札参加者で再度入札を実施しますが、この場合における再度入札の執行回数は原則1回とします。ただし、初度の入札における最低入札価格が予定価格を著しく超える場合は、入札執行者の決定するところにより再度入札を執行せずに当該入札を打ち切り、再度公告入札を行うことができるものとします。

(再度入札不落時の取扱い)

第11条 入札執行者は、再度入札においても落札に至らない場合は、当該入札を打ち切り、再度公告入札を行うことを原則とします。ただし、当該入札における予定価格と最低入札価格との開差が、契約の相手方として可能と認めることができる範囲内の場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格の入札者と協議のうえ、予定価格の範囲内で随意契約の相手方とすることができるものとします。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行つた者のうち、最低入札価格が予定価格の範囲内で調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上の場合は、最低の価格で入札した者を落札者とします。最低入札価格が基準価格未満の場合は、入札価格について調査（見積書・条件等）を行い、当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、最低価格入札者に落札者とする旨の通知をし、他の入札者に対して最低価格入札者が落札者となった旨を通知します。又、契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもつて入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定します。ただし、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、同様にして調査を行います。次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に落札者としない旨の通知をし、他の入札者には次順位者が落札者となった旨の通知をします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせます。ただし、郵便入札による場合は、この限りではありません。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第13条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当と認められるとき
- 2 前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内の価格をもつて入札した者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第14条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果、落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保は全て返還します。

(積算内訳書の提出)

第15条 入札参加者は、その対象となる工事の積算内訳書について、工事費総括表のみではなく縦覧用設計図書に記載の項目に係る内訳を記入・作成のうえ、代表者印を押印し、入札時に提出すること。ただし、基準価格未満の場合等においては更に詳細な積算内訳書の提出を求めます。

(契約の締結)

第16条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為者の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第17条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

2 落札者があつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の10に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第18条 契約を締結しようとする者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、土別市契約事務に関する規則第28条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(契約保証金等の充当)

第19条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

第20条 市長が入札を公正に執行することができないなど特別の理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができます。

附 則

この心得は、令和4年6月1日以降に実施する入札に適用する。